

外国人従業員のための手数料支払に関する 個人所得税の取り扱いについて

ベトナムニュースレター Issue 06/ 2017年

外国人従業員のための手数料支払に関する 個人所得税 (PIT) の取り扱いについて

ベトナムで外国人従業員が働くために必要なレジデンスカード (一時滞在許可証)、ビザ、労働許可証などに関して企業が支払った手数料については、個人所得税の取り扱いに係る明確な基準がありませんでした。それらの費用は労働基準法、入国管理法に鑑み、一般的に非課税所得として扱われてきました。しかし、実際には一部の税務当局はこの取り扱いに対して意義を唱えてきたという経緯があります。

そして2017年8月25日に、ハノイ税務局の提案を受け、税務総局は以下のような明確な判断基準を提供する Official Letter 3867/TCT-TNCN を発表しています。

- 外国人従業員を雇用し、その労働許可を取得する責任のある企業が当該従業員の労働許可証取得のために支払った費用は、当該従業員の課税所得とはみなされません。
- 外国人従業員のレジデンスカード、ビザの取得のために支払った費用は、当該従業員の課税所得とみなされます。

Official Letter 3867では、過去に遡及してこの取り扱いを適用するかは明確にされていません。しかし当期 (2017年度) については、雇用主はこの取り扱いを正しく適用し税務リスクを避けるために注意を払う必要があるといえます。

※本ニュースレターは原文(ベトナム語)からの翻訳版です。日本語訳と原文に差異が生じた場合は、原文が優先されます。



CONTACT



UHY Auditing and Consulting Co., Ltd.

Thanh Nguyen – Partner

Email: thanhnt@ uhyvietnam.com.vn

Tran Thi Bo – Director

Email: bott@ uhyvietnam.com.vn

Kaz Muraishi – Director

Email: muraishik@ uhyvietnam.com.vn

Hanoi Head Office

9th Floor, HL Building, 82 Duy Tan, Cau Giay District, Hanoi

Tel: +84 4 3755 7446 /Fax: +84 4 3755 7448

Website : www.uhy.vn

Ho Chi Minh Office

46 Truong Quyen, District 3, HCM City

Tel: +84 8 3820 4899 /Fax: +84 8 3820 4909

